ハ　元本補塡契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

［ニ～チ　略］

［六・七　略］

２　［略］

第百十五条　銀行法第二十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　金庫及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　金庫及びその子会社等の有する債権（別紙様式第九号の二又は第十号の二中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び⑴から⑷までに掲げるものの合計額

⑴　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

⑵　危険債権

⑶　三月以上延滞債権

⑷　貸出条件緩和債権

⑸　正常債権

［ハ・ニ　略］

［四・五　略］

別紙様式第２号（第21条第１項関係）

第　期（　年　月　日現在）貸借対照表

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　労働金庫名

理事長氏名　　印

［表略］

ハ　元本補塡契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

［ニ～チ　同上］

［六・七　同上］

２　［同上］

第百十五条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

⑴　破綻先債権に該当する貸出金

⑵　延滞債権に該当する貸出金

⑶　三カ月以上延滞債権に該当する貸出金

⑷　貸出条件緩和債権に該当する貸出金

［加える。］

［ハ・ニ　同上］

［四・五　同上］

別紙様式第２号（第21条第１項関係）

第　期（　年　月　日現在）貸借対照表

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　労働金庫名

理事長氏名　　印

［同左］